



2022年8月12日

## 2023年度税制改正案 英語正文

在日米国商工会議所（ACCJ）は、日本政府の2023年度税制改正案に以下の税制措置を含めるよう要望します。これらの要望の多くは、長期的な刺激策に関するACCJの日本政府に対する提言（[長期的な経済刺激策](#)）2020年12月10日公表）に含まれているものです。明確にするため、これらにはアスタリスクを付しています。多くは同日以降の進展を反映するよう修正されており、その中には2021年度税制改正および2022年度税制改正の影響も含まれています。

ACCJは、税源浸食と利益移転（BEPS）の第1の柱に基づくOECDの勧告を実施するための国内法の導入が2023年度税制改正案に盛り込まれる可能性は低いものと理解しています。また、第2の柱も、その議論の状況から、たとえ2023年度税制改正案に盛り込まれたとしても、2023年内に国内法に導入される可能性は低いと考えます。しかし、ACCJは、OECDおよびG20における議論においての日本政府の関与およびリーダーシップを支持すると同時に、第1の柱および第2の柱に関する新しいルール導入を見据え、日本政府が、これらルールを順守するための納税者の負担を実務的に可能な限り軽減することを要請します。また、要請がある場合には、国内法制の立案において支援および意見を提供することもできます。

### アントレプレナーシップ

- **\*欠損金繰越期間の延長**

日本の主要貿易相手国とより足並みを揃えるため、現行10年間の欠損金繰越期間を延長することにより、企業のキャッシュフロー予測が改善し、日本への投資インセンティブが引き続き保持されます。また、大企業の多くは、現在、欠損金の利用制限により課税所得の50%しか控除できません。2021年度税制改正では、特定の状況下（すなわち、納税者が産業競争力強化法に基づく事業適応計画の認定を受けた場合）において、時限的に当該控除制限を適用しない措置を認めていますが、日本政府は無条件で当該控除制限を完全に撤廃すべきと考えます。具体的な提言については以下のリンク先をご参照ください。[「欠損金の繰越期間の延長により日本経済への投資の魅力を高め、新型コロナからの経済回復の加速を」](#)

- **役員報酬の法人税上の損金算入額の拡大**

現行の役員報酬の損金算入限度額は、ほとんどの OECD 加盟諸国の慣行とは異なっており、国内法の本来の趣旨（課税所得の操作の防止）の範囲を越えたものとなっています。2021 年度税制改正において役員報酬の損金算入要件が変更されましたが、この状況を変える効果はほとんどなく、東京がグローバル金融センターとなるための効果はほとんど無いと考えられます。しかし、合理的でない金額や過剰な金額を除いた報酬について損金算入を認めることで、以下の意見書で ACCJ が説明しているとおおり、役員報酬の損金算入制限の立法趣旨は維持されていると考えられます。「[成長を促進し、日本が国際税務基準に準拠するため、法人税法上、損金算入が認められる役員給与制度を拡充](#)」

- **個人投資家の普通所得からの控除限度額を 800 万円から 2,500 万円に引き上げるよう「エンジェル税制」の投資税制の拡大**  
控除限度額の引き上げにより、現在より高い水準で投資機会を増やし、新規企業に必要な資本をより多く提供することができます。

### テクノロジーへの投資インセンティブ

- **\*補助金、投資税額控除または特別償却制度による、デジタルトランスフォーメーションへの投資の支援**  
日本政府は、中小企業にテレワークへの投資を促進するための税務上の優遇措置（一連の補助金および助成金と合わせて）や、デジタルトランスフォーメーションに投資を行うすべての納税者に対して、2021 年度税制改正において新たなインセンティブを創設しました。しかし、業務のペーパーレス化を引続き促進し、ヘルスケア等の重要分野におけるデジタルトランスフォーメーションをより積極的に推進するためには、中小企業に適用されている税務上の優遇措置の適用範囲を拡大する必要があります。また、デジタルトランスフォーメーションの税務上の優遇措置の恩恵を受けるための要件を緩和すべきと考えます（例：産業競争力強化法に基づく事業適応計画の認定を要件としないこと）。
- **補助金、投資税額控除による、中小企業が行うデジタル化の再教育またはスキルアップ教育に対する投資への支援**  
この数年、多くの大企業では、デジタル化の再教育またはスキルアップ教育を提供する機会を利用してきました。特に日本では、労働力不足がいまだに顕著なため、必要なスキルを持ったスタッフを新規採用するよりも現行の労働力を再配置した方が効率的となっています。しかし、再教育またはスキルアップ教育に要する費用は多額となり、多くの中小企業にとって手が届かないものとなっている可能性があります。ACCJ は、日本政府に対し、中小企業が行ったデジタル化に関する再教育またはスキルアップ教育のために負担した費用の補填、または税務上の優遇措置を提供することを提言します。

### 気候変動の優先事項

- **\*新たなエネルギーインフラへの投資（例：コスト競争力のあるエネルギー貯蔵、柔軟な再生可能エネルギー資源の電源統合およびデマンド・レスポンス技術）の税制支援**

脱炭素化（炭素中立）は、日本の COP21 への公約と一致しており、ACCJ が日本に早急に対応するよう促しているクリーン・エネルギー・イノベーションを推進し、エネルギー生産を目的とする燃料輸入への依存を軽減する D の政策（さらなる規制緩和（Deregulation）、デジタル化（Digitalization）および分散型エネルギー資源の導入（Decentralization））の1つです。2021 年度税制改正においてカーボンニュートラル投資促進税制を導入する一方、当該税制措置の利用には産業競争力強化法に基づく事業適応計画の認定が求められています。また、インセンティブ自体も少額の税額控除または加速償却を提供するのみです。日本政府が気候変動の優先事項に企業行動を合わせるために税務上の優遇措置を利用したいのであれば、より手厚い税務上の優遇措置を導入すべきと考えます。

## 個人課税の改正

- **在留資格一覧表の一の表の在留資格（就労資格）を保有する外国人の相続税または贈与税納付義務の撤廃、および義務の対象の二の表の在留資格（就労資格）を保有する外国人の人数の制限**

相続税または贈与税の納付義務の対象の外国人（遺贈者／贈与者または相続人／受贈者を問わず）は二の表の在留資格を保有する外国人に限定すべきであり、これにより出国税対象の外国人の適用範囲とも一致することとなります。同様に、相続税および贈与税の課税対象となるには、二の表の在留資格を保有する外国人は過去 10 年間のうち 5 年以上日本に居住する者とすべきと考えます。日本で働くまたは事業を行うことを検討する外国人の資産に対する非常に高い課税範囲についての懸念に対応し、このような外国人が日本に長期間滞在し貢献することを奨励するものです。

- **個人の電子税務申告期限を 4 月 15 日に延長**

期限延長は、デジタル化およびペーパーレス化のプロセスおよび環境を促進するものです。また、申告期限を恒久的に 4 月 15 日に延長することにより、会計および税務アドバイザーの専門家の時間外労働時間を削減（企業が時間外労働時間上限の引き下げを遵守するのに有用）し、ワークライフバランスおよび健全な社会を提供するという日本のイニシアティブを支援するものです。時間外労働時間の減少は、ワーキングマザーおよび高齢者介護を担う人々の労働市場や税務業界への参加を促すこととなる可能性があります。最後に、税法がより複雑となり、日本居住者の国外資産や所得が増えたため、納税者および税務の専門家が税務情報を収集し期限を遵守するためにはより多くの時間が必要であることを付言します。